

危険ドラッグ排除に向けた  
「賃貸借契約書」、「重要事項説明書」 表示例（例示）

■ 店舗（事務所）の使用目的として

『建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、  
違法薬物・危険薬物の販売又は使用のため等は不可です。』

■ 特約条項として

『本物件内（共用部分を含む）で、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は  
危険薬物（覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚作用のある薬物成分  
が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物）使用者又は所持する者を出  
入りさせること並びに本物件内において当該薬物の販売を行った場合には、  
貸主は、なんらの催告を要せず即時に本契約を解除することができます。』